

避難所開設・運営における
新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

令和4年9月

小鹿野町

沿革

令和4年6月作成

令和4年9月修正

目次

本マニュアル作成の目的	1
第1章 事前対策編	2
第1節 事前準備	2
1 避難者別の避難所の確保	2
2 十分な避難スペースを確保するための避難所の確保・開設	2
3 避難所レイアウト等の検討	2
4 物資及び資機材の準備並びに必要な数の把握	2
5 避難者の健康管理を行う体制整備等	2
6 自宅療養者及び濃厚接触者の対応	3
7 住民への事前周知	3
8 避難所運営を行う職員等の安全確保	3
9 その他	3
第2章 災害時対応編	4
第1節 避難所の開設	4
1 住民への周知	4
2 避難所の運営体制	4
3 避難所における感染症対策	4
4 避難者等の健康管理	6
5 発熱者等の対応	6
6 その他	7
第2節 避難者受入要領	8
1 避難者受入れフロー	8
2 受付の要領及び留意点	9
3 その他避難者受入れの留意事項	10
4 避難者受入れに使用する様式	10

本マニュアル作成の目的

本マニュアルは、小鹿野町避難所運営マニュアル（以下「避難所マニュアル」という。）に基づき、災害時に避難所を開設・運営する場合において、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）への対策を踏まえた対応を迅速かつ適切に行うための指針として作成するものである。

今後、コロナ禍における避難所の開設・運営については、本マニュアルに基づき適切に実施することとする。

なお、本マニュアルは町職員を中心とした避難所対応について記載しているが、避難所マニュアルに基づく避難者等の参画による避難所対応においても、本マニュアルを参考に感染症対策を実施することとする。

また、今後新たに発生しうる感染症への対策についても、本マニュアルを参考に対策を講じるものとする。

用語の意義

本マニュアルで使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 避難所

災害対策基本法に基づく指定避難所に限らず、町が災害時に避難所として開設する施設をいう。

(2) 感染が確認されている者

新型コロナウイルス感染症の陽性者をいう。

(3) 自宅療養者

自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者をいう。

(4) 濃厚接触者

新型コロナウイルス感染症の感染が確認されている者の濃厚接触者をいう。

(5) 発熱等の症状のある者

新型コロナウイルス感染症の感染は確認されていないが、発熱や咳等の症状がある者をいう。（PCR検査の結果待ちの者を含む。）

(6) P P E

Personal Protective Equipment の略で個人用防護具の意味であり、本マニュアルでは、フェイスシールド、マスク、ゴム手袋、ガウン等の防護具の総称をいう。

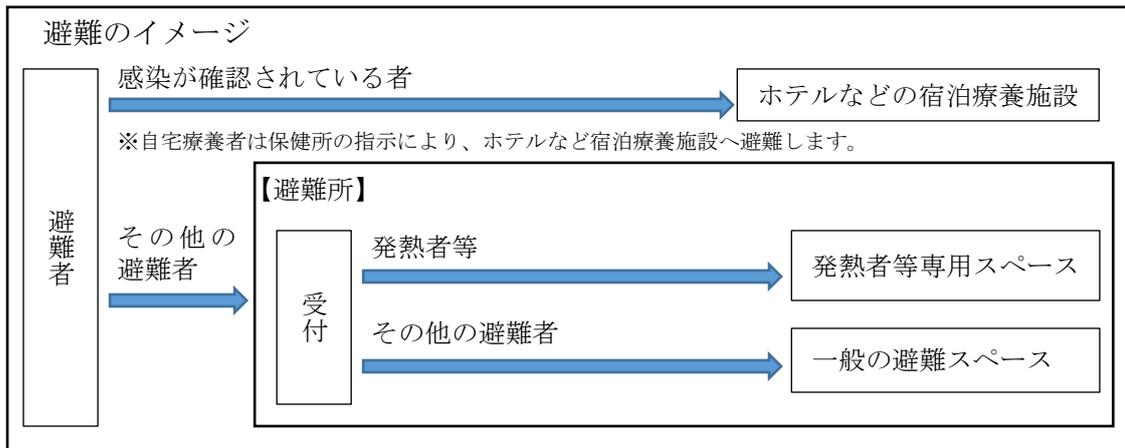
第1章 事前対策編

第1節 事前準備

1 避難者別の避難所の確保

避難所での新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染が確認されている者（自宅療養者含む。）と、発熱等の症状のある者及び濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）については、それら以外の者の避難スペースとは別のスペースに避難場所を確保する。

図1



2 十分な避難スペースを確保するための避難所の確保・開設

避難者が密接しないよう十分なスペースを確保する必要があるため、指定避難所以外の施設を避難所として開設するなど、できる限り多くの避難所（避難スペース）を確保する。（過去の災害時における避難者数等を参考に、開設する避難所を判断すること。）

3 避難所レイアウト等の検討

- (1) 避難所ごとに避難者が十分なスペースを確保できるようレイアウトに配慮する。
- (2) 発熱者等のための専用スペース（以下「専用スペース」という。）を確保するとともに、専用トイレを確保する。
- (3) 専用スペース及び専用トイレは、発熱者等でない一般の避難者の避難スペース（以下「一般避難スペース」という。）との生活の場や移動の場所が交わらないようゾーン及び動線を分ける。

4 物資及び資機材の準備並びに必要数の把握

事前に準備しておくことが適当な物資・資機材等を把握する。

5 避難者の健康管理を行う体制整備等

- (1) 医療関係者等に対し発熱者等の対応方法を事前に確認し、必要に応じて医師の診察を受けられるよう、協力体制を構築する。

- (2) 避難所に保健師を巡回させるなど、避難者の感染予防や基礎疾患の悪化防止を図る。
- (3) 新型コロナ感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、保健所との連絡体制を整備する。また、当該避難者に係る隔離方法や世話をを行う職員等の防護体制のほか、その他避難者に係る対応方法等を保健所と協議する。
- (4) 避難所内に掲示する手指衛生、咳エチケット及び3密回避等のポスター等を事前に準備する。

6 自宅療養者及び濃厚接触者の対応

自宅療養者及び濃厚接触者に関する情報共有等は、保健所や関係機関と調整する。また、緊急の事態に備え、保健所、医療機関等との緊急連絡体制を整備する。

7 住民への事前周知

広報紙、町HP等を活用し、次の事項について広く住民に周知する。

- (1) 自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難を検討すること。
- (2) 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- (3) 避難時には毛布や常備薬などの避難生活において必要となるもののほか、マスク、消毒液、体温計及び衛生用品等の感染防止対策用品も可能な限り持参すること。
- (4) 避難時に発熱や咳等の症状が出た場合、専用スペースに案内すること。
- (5) 避難時に発熱等の症状のある者、濃厚接触者は、避難所到着時に速やかに避難所の運営を行う職員等にその旨を申し出ること。
- (6) 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難すること。また、必要に応じて、発熱者等が避難すべき専用スペースのある避難所の名称も伝達すること。

8 避難所運営を行う職員等の安全確保

避難所運営職員（以下「運営職員」という。）等の安全の確保を図るため、基本的な感染症対策等の知識を習得する機会を設ける。

9 その他

- (1) 運営職員に対して、知り得た個人情報やプライバシーに関する情報管理の徹底を図る。
- (2) 運営職員に対して、発熱者等や感染が確認されている者への人権を尊重した対応の徹底を図る。

第2章 災害時対応編

第1節 避難所の開設

1 住民への周知

避難所を開設する場合は、住民が避難を開始する前に、防災行政無線、町HP、ちちぶ安心・安全メール、町公式LINE等で次の事項を周知する。

- (1) 開設する避難所の名称、住所、避難所内における専用スペースの有無
- (2) 自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難を検討すること。
- (3) 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- (4) その他状況に応じて必要な事項

2 避難所の運営体制

避難所の運営は、次の役割に分けた運営職員を配置して実施する。ただし、当該運営が長期にわたる場合は、避難所マニュアルに基づき、避難者等の参画による避難所運営を実施する。

(1) 運営職員の役割

役割	業務の概要	配置人数
総括責任者	運営職員全員への指示、本部や保健課との連絡調整等、避難所運営を総括する。	1人
健康チェック係	受付において、避難者の健康状態を確認する。	2人
受付簿記録係	避難者受付簿を作成する。	1人
一般スペース職員	一般避難スペース内の対応を行う。	1人
専用スペース専属職員	専用スペース内の対応を行う。	1人

※1 自動検温器のない避難所には、避難者の検温を行う職員（検温係）を配置して差し支えない。

※2 専用スペース専属職員（以下「専属職員」という。）は、専用スペースを設けない避難所には配置しない。

3 避難所における感染症対策

(1) 避難所運営全般

ア 避難所の設営は別に定める避難所レイアウトに基づき行う。また、避難所レイアウトが定められていない施設については、当該レイアウトを参考に設営する。

イ 避難者及び運営職員は、頻繁に石鹸と水で手洗いするとともに、マスクの着用等の基本的な感染予防対策を徹底する。

ウ 水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で代用する。

- エ アルコール消毒液は、人の出入りの多い避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には手指消毒の徹底を図る。
- エ 避難所内の物品及び施設等は、定期的に清掃及び消毒を行う。
- オ 避難所内は、十分な換気に努める
- カ 避難所内に、手指衛生、咳エチケット及び3密回避等を呼びかけるポスター等を掲示する。
- キ 避難所内には通常のごみ箱のほか、感染性廃棄物（マスク・ガウン・手袋等）専用のごみ箱を用意する。

(2) 受付

- ア 受付レイアウトは図2（P6）を参考にする。
- イ 受付対応をする運営職員は必ずPPEを着用する。
- ウ 避難者が避難所に到着した時点で、検温を行い、「健康管理チェック票（入所時）」（様式1）により健康状態の確認を行う。
- エ 受付対応の際、避難者の手指消毒及びマスク着用の徹底を図る。
- オ 発熱者等となる疑いのある避難者のために、一時待機スペースを設ける。

(3) 避難スペース

- ア 一般避難スペースでは、少なくとも座位で口元より高いパーティション等でスペースを区切り、飛沫感染の防止を図る。ただし、パーティション等の準備が困難な場合には、避難世帯間で概ね2mの間隔の確保に努める。
- イ 専用スペースにおいても、避難世帯間で概ね2mの間隔の確保に努める。
- ウ 一般スペース職員は、業務内容に応じてPPEを着用し、専属職員は必ずPPEを着用する。
- エ 各世帯で出るごみは、世帯毎にごみ袋に入れて口を縛り、感染性廃棄物専用のごみ箱に捨てる。
- オ 専用スペースで段ボールベッドやマット等を使用する場合は、互い違い等配置を工夫し、飛沫感染を避ける。
- カ 食事を提供する際には、食事時間をずらすなど密集、密接を避ける。また、食事時の会話を控えるよう徹底を図る。
- キ 食事の提供は、避難スペース内の所定の場所に置き、手渡しはしない。
- ク 原則使い捨ての食器を使用する。

図 2

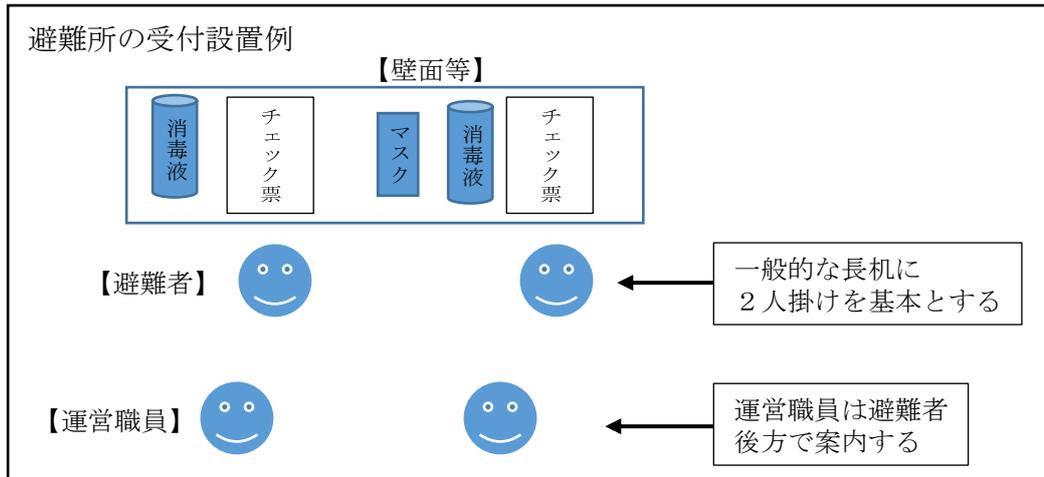


図 3



4 避難者等の健康管理

- (1) 「健康管理チェック票（入所後）」（様式2）により、避難者の健康状態を確認する。
- (2) 専用スペースでは、必要に応じて簡易検査キットによる検査を実施する。
- (3) 高齢者や基礎疾患を有する者は重症化のリスクが高いため、健康状態の確認に十分配慮する。
- (4) 避難生活が長期にわたる場合は、エコノミークラス症候群予防のため、軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。
- (5) 避難所に保健師を巡回させるなど、避難者の感染予防や基礎疾患の悪化防止を図る。
- (6) 運営職員の健康状態についても、定期的に確認する。
- (7) 運営職員の持病や既往症等を把握し、配置に配慮する。特に専属職員の持病等は特段配慮する。

5 発熱者等の対応

- (1) 避難者に発熱者等が発生した場合

- ア 一般避難スペースの避難者に発熱者等が発生した場合は、直ちに専用スペースへ誘導する。
 - イ 専用スペースには、見守り、清掃の実施、食事の提供等を行うための専属職員を配置するが、当該専属職員の配置が困難な場合は、定期的に巡回を行うこととし、PPEは専用スペースから移動する際に、その都度廃棄又は消毒する。
 - ウ 発熱者等の症状が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。
 - エ 医師の診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間の当該発熱者等の処遇は医師の指示に従う。
- (2) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合
- ア 新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受けた結果、新型コロナウイルス感染症の陽性であった場合、直ちに保健課へ報告するとともに、その対応について、管轄の保健所又は当該保健所の指示を受けた保健課長の指示に従う。
 - イ 当該陽性者の退去後は、居住していたスペース、トイレ、資機材等の清掃及び消毒並びに十分な換気を行う。
 - ウ 清掃及び消毒の際は、PPEを着用する。

6 その他

- (1) 避難所に避難せず車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため、軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。また、当該避難者の健康状態の確認も定期的に行う。
- (2) 運営職員として知り得た個人情報やプライバシーに係る情報は、厳重に管理する。
- (3) 運営職員は、発熱者等や感染が確認されている者に対して、人権を尊重した対応の徹底を図る。

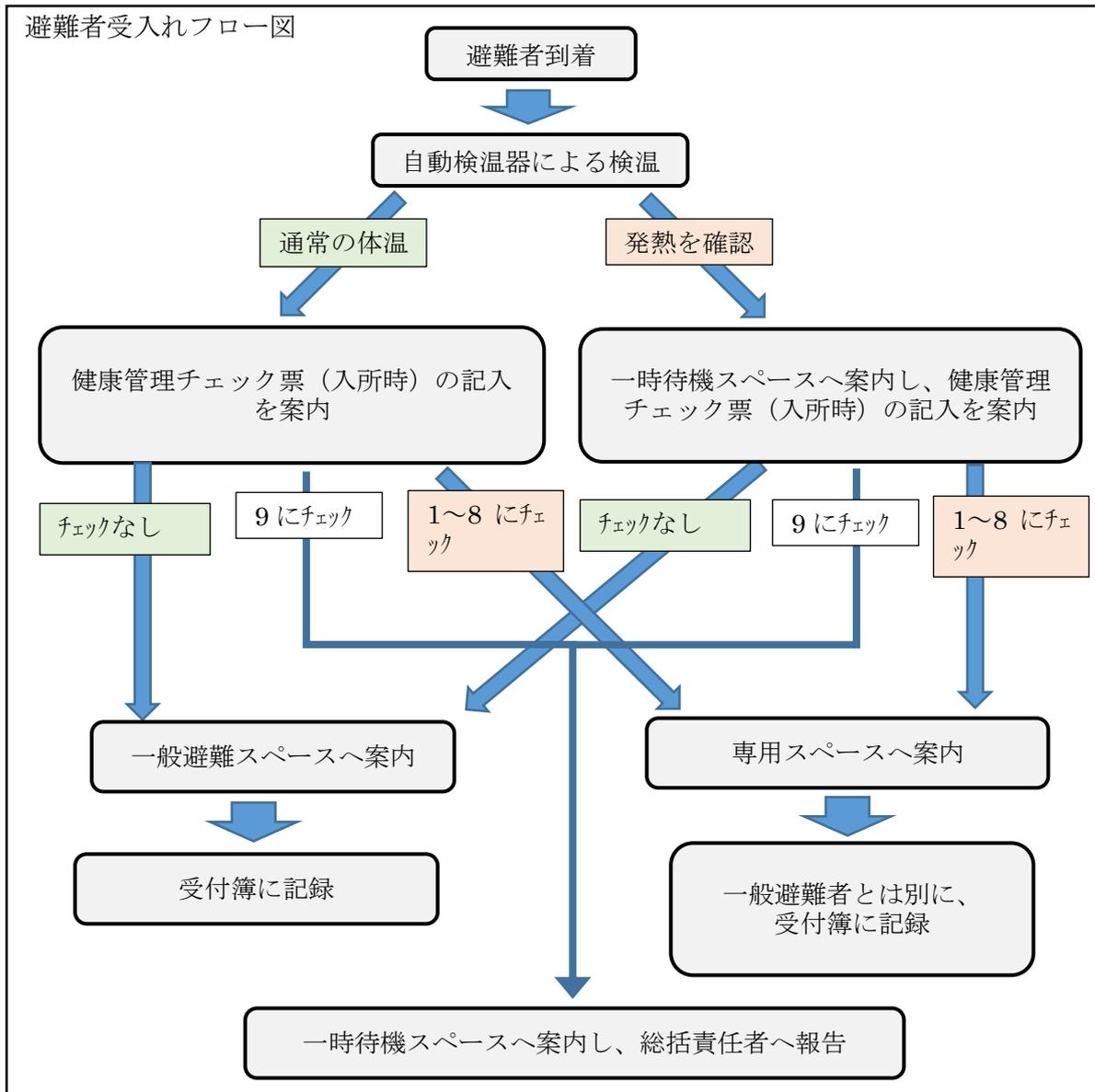
第2節 避難者受入要領

避難者受入れの手順を以下に示す。ただし、当該受入れの手順はあくまで基本的な対応を示すもので、実際の災害時には臨機応変な対応を講じることとする。

1 避難者受入れフロー

基本的な避難者受入れフローは図3のとおりとする。

図4



2 受付の要領及び留意点

(1) 避難者の検温を実施

担当：健康チェック係	
実施要領	留意点
避難者が到着次第、自動検温器による検温を案内する。自動検温器が用意できない避難所は非接触式体温計を使用して検温する。	・マスクを着用していない避難者には、マスクの着用を案内する。
検温結果から次のように対応する。 <ul style="list-style-type: none"> ・通常の体温 <ul style="list-style-type: none"> → 速やかに健康チェックを実施 ・発熱（37.5度以上） <ul style="list-style-type: none"> → 発熱者等一時待機スペースへ案内し、健康チェックを実施 	・一時待機スペースには腋窩（えきか）体温計を設置し、必要に応じて検温する。

(2) 健康管理チェック票（入所時）による健康状態の確認

担当：健康チェック係	
実施要領	留意点
家族の代表者へ「健康管理チェック票（入所時）」（以下この項目において「チェック票」という。）の記入を案内し、記入が終わったらその内容を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック票記入後も手指消毒を案内する。 ・避難者が記入に使用したペン等の消毒を行う。
チェック項目の内容により、避難者を案内するチェック票の職員処理欄へ必要事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・チェックなし <ul style="list-style-type: none"> → 一般避難スペース ・1～8にチェック <ul style="list-style-type: none"> → 専用スペース ・9にチェック <ul style="list-style-type: none"> → 総括責任者へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康チェック係は、絶対に専用スペース（経路含む）へ入ることのないよう十分注意する。 ・専用スペースの無い避難所は、専用スペースのある避難所への移動を案内する。
案内終了後、チェック票を受付簿記録係へ渡す。	

(3) 受付簿の記録

担当：受付簿記録係	
実施要領	留意点
健康チェック係から預かったチェック票をもとに、避難者受付簿へ転記する。	

(4) 専用スペースへの案内

担当：専用スペース専属職員	
実施要領	留意点
避難者を、避難部屋（専用スペース）まで誘導する。	
専用スペースへの誘導（避難完了）後、総括責任者へ報告する。	

(5) 保健課への報告

担当：総括責任者	
実施要領	留意点
専属職員から専用スペースへの避難完了の報告を受けた場合、直ちに保健課へ報告する。	

3 その他避難者受入れの留意事項

- (1) 避難者の受入れにあつては、専属職員を除き、各役割の兼務や、別の役割の応援など、臨機応変に対応するものとする。また、総括責任者は、運営職員全体を把握し、臨機応変に運営職員を配置する。
- (2) 避難者の殺到等により、避難者の検温や健康チェックが困難であり、風雨等により避難者を屋外で待たせることが適当でない場合は、入口でマスクの着用と手指消毒を案内し、避難者を屋内に避難させた上で健康チェックを行い、その結果に応じてスペースの振り分けを行う。
- (3) 避難所運営にあつては、数少ない人員で対応するため、避難スペースへの案内標示等を効果的に使用する。
- (4) 複数人で構成された世帯の避難者のうち、1名が発熱者等であった場合、発熱者等でない世帯員は一般避難スペースへ案内する。（あくまで発熱等の有無で分ける。）ただし、発熱者等が子供の場合は次の（5）に記載のとおりとする。
- (5) 介助が必要な避難者が介助者と共に避難し、当該避難者が発熱者等であった場合、当該介助者についても、当該介助者の承諾を得て、当該避難者とともに専用スペースへ案内することも差し支えない。

4 避難者受入れに使用する様式

- (1) 健康管理チェック票（入所時）及び健康管理チェック票（入所後）
本マニュアルに定める様式1及び様式2によるものとする。
- (2) 避難者受付簿
避難所マニュアルに定める様式によるものとする。
- (3) その他
その他必要となる様式は、避難所マニュアルに定める様式によるものとする。

【様式1】

健康管理チェック票（入所時）

避難所名 _____

以下の太枠内を記入してください。

家族代表者	氏名	年齢	性別	項目番号
		歳	男・女・その他	
住 所	下小鹿野・小鹿野・伊豆沢 般若・長留・飯田・三山・河原沢 日尾・藤倉・両神薄・両神小森			
連 絡 先				
家族構成	氏名	年齢	性別	項目番号
		歳	男・女・その他	
<p>家族の中で以下の項目にあてはまる方がいたらチェックしてください。</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 平熱（37度）以上の高熱が現在または数日以内にありますか。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 強いだるさがありますか。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 息苦しさ、咳や痰、のどの痛みはありますか。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> 下痢、嘔吐はありますか。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> においや味を感じにくいですか。</p> <p>6 <input type="checkbox"/> その他、感染したかもしれないと心配になる症状はありますか。</p> <p>7 <input type="checkbox"/> 1週間以内に、新型コロナウイルス感染患者との接触はありましたか。</p> <p>8 <input type="checkbox"/> 感染が確認されている人の濃厚接触者で、健康観察中ですか。</p> <p>9 <input type="checkbox"/> 感染が確認されていて、自宅療養中ですか。</p>				
<p>町外の方の場合、町内の家族、親戚の方などの情報を記入してください</p> <p>(氏名) _____ (住 所) 小鹿野町</p> <p>(連絡先) _____</p>				

以下避難所運営職員（スタッフ）処理欄

処理日時（ / : ）

- チェックなし → 一般避難スペースへ案内
- 1～8のいずれかにチェックあり → 該当者の欄にチェック項目の番号を記載
該当者のみ発熱者等専用スペースへ案内
- 9にチェックあり → 避難所の責任者へ報告

【様式2】

健康管理チェック票（入所後）

避難所名 _____

氏名 _____ (_____ 歳)

既往歴 _____ 有 無

服薬状況 _____ 有 無

かかりつけ医 _____

- 毎朝、体温を測定して記入してください。
- こまめな手洗いを行い、正しくマスクをつけましょう。
- 以下の場合は、必ず避難所運営職員（スタッフ）に報告してください。
 - ・発熱がある
 - ・強いだるさ（倦怠感）がある。
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、咳や痰、のどの痛みがある。 _____ 等
- 毎日健康をチェックしましょう。

日付	時間	体温	強いだるさ	息苦しさ
／	：	℃	有 ・ 無	有 ・ 無
／	：	℃	有 ・ 無	有 ・ 無
／	：	℃	有 ・ 無	有 ・ 無
／	：	℃	有 ・ 無	有 ・ 無
／	：	℃	有 ・ 無	有 ・ 無
／	：	℃	有 ・ 無	有 ・ 無
／	：	℃	有 ・ 無	有 ・ 無
／	：	℃	有 ・ 無	有 ・ 無
／	：	℃	有 ・ 無	有 ・ 無
／	：	℃	有 ・ 無	有 ・ 無
／	：	℃	有 ・ 無	有 ・ 無
／	：	℃	有 ・ 無	有 ・ 無